

京都市告示第405号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
壬生経68号線	中京区壬生相合町64番地の15地先から 同町62番地の1地先まで	メートル 61.80	メートル 3.08 ~ 3.95
納所経28号線	伏見区納所下野27番地の57地先から 同町27番地の10地先まで	33.30	6.01 ~ 11.30
納所緯36号線	伏見区横大路松林36番地の20地先から 同区納所下野27番地の80地先まで	261.30	6.00 ~ 10.03

(建設局土木管理部道路明示課)